

返還がない場合

- A 消費税の申告義務がない
- B 簡易課税方式により申告している
- C 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている
- D その他
 - ・ 補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するもの」として申告している
 - ・ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている

返還がある場合の計算方法

E 全額控除（課税売上高 5 億円以下、かつ課税売上割合 95 %以上）

返還額（円未満切り捨て）＝ 補助金額※ × 10 / 110

F 個別対応方式（課税売上割合 95 %未満）

返還額＝ ①の返還額 ＋ ②の返還額

①課税売上のみには要する補助対象経費に使用された補助金

返還額（円未満切り捨て）＝
補助金額※ × 10 / 110 × 課税売上対応分 / 補助対象経費

②課税売上と非課税売上に共通する補助対象経費に使用された補助金

返還額（円未満切り捨て）＝
補助金額※ × 10 / 110 × 共通対応分 / 補助対象経費 × 課税売上割合

G 一括比例配分方式（課税売上割合 95 %未満）

返還額（円未満切り捨て）＝
補助金額※ × 10 / 110 × 課税売上割合

※ 「補助金額※」について

補助対象経費に課税仕入れと非課税仕入れが混在する場合、補助対象経費に含まれる課税仕入れと非課税仕入れの割合により補助金額を按分し、課税仕入れに係る補助金のみ計算対象とします。

ただし、消費税の税務申告または補助金の実績報告において補助金の用途を明確にしている場合には、課税仕入れに使用した補助金のみ計算対象とします。

※ 返還額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わずに計算し（ただし、消費税申告において課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いる。）、また算出された返還額は円未満を切り捨てます。

仕入控除税額報告 フローチャート

